

指定競業人所生活介護事業所が同令附則第二条の適用を受ける場合にあつては、同条により読み替えて適用される同令第百二十一条」とする。

原生労働大臣が定める専従職員又は看護職員の員数の基準と。	原生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二
指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員による定期的・半定期的・不定期的の見舞い訪問等の業務である場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のエントリート部分に係る指定居宅サービス基準第二百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数)が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費(単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

利用者の数が又はその端数を増すごとに、以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

<p>表の上欄に掲げる事務の基準に該する場合、本体施設が一部規模小形特別養護老人ホームである場合には、当該指定短期人所生活介護事業所が併設する場合にあっては、当該併設型小規模特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含み、当該指定短期人所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける部小規模生活単位別特別養護老人ホームである場合にあっては、当該別途養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。)における短期人所生活介護費(併設型小規模生活単位別短期人所生活介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げることにより算定する。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p> <p>厚生労働大臣が定める短期人所生活介護費の算定方法</p>

<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p>
<p>利用者の数が又はその端数を増すごとに、以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

□ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十日までの間は、同表の上欄に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)」とあるのは、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)」と、「同令第二条の規定の適用にあつては、同条の規定による読み替えて適用される同令第二条」(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令)平成十五年厚生労働省令第三十号)附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。」)とする。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。(第二条に定める員数を置いていないこと(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(同令第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該施設のユニット部分(同令第五十条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、同令第一条に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一例(別表第二中)

誤(別表第二中)

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B000に掲げる歯科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B002に掲げる歯科特定疾患療養指導料及びB009に掲げる診療情報提供料A(注2に掲げる場合に限る。)が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B001~2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一例(別表第二中)

正(別表第二中)

老人算定基準別表第二第一章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人歯科慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料A(注2に掲げる場合に限る。)が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B001~2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一例(別表第二中)

誤(別表第二中)

老人算定基準別表第二第一章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人歯科慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料A(注2に掲げる場合に限る。)が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。

健康保険の算定方法別表第一第二章第1部区分B001~2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養

同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導(歯科医師が行う場合に限る。)を行った患者については、算定できない。